



日本銀行 ガバナンス改革・フォローアップセミナー
BANK OF JAPAN 「ガバナンス改革と独立取締役の活躍」

対談 「会社法が求める監督、監査とは」



東京大学

社会科学研究所 教授

法務省法制審議会 会社法制部会
幹事

日本監査役協会 監査法規委員会
専門委員

田中 亘 氏



Bank of Japan



会社法が求める監督、監査とは

1. はじめに

- 独立取締役の選任
- 監査等委員会設置会社の位置づけ

2. 会社法が求める監督とは

- 社内取締役の相互監視から独立取締役による監督へ
- 監督と執行の分離というが、どこまでが監督なのか
- 監督するため、内部統制システム構築の責任を負うのは

3. 会社法が求める監査とは

- 監査役と独立取締役・監査委員の違い
- 監査役の果たすべき役割・機能の変化
- 常勤・監査役、常勤監査委員の問題

- グローバルな視点からみると、日本が独自のガバナンス制度を継続していくことを合理的に説明するのが難しくなっている。
- そのことが、平成26年会社法改正において、社外取締役の設置を求め、設置しない場合には、説明責任を課したり、監査等委員会設置会社を新たな機関設計として認めた背景となっている。

東京大学 社会科学研究所 教授
法務省法制審議会 会社法制部会 幹事
日本監査役協会 監査法規委員会 専門委員
田中 亘 氏

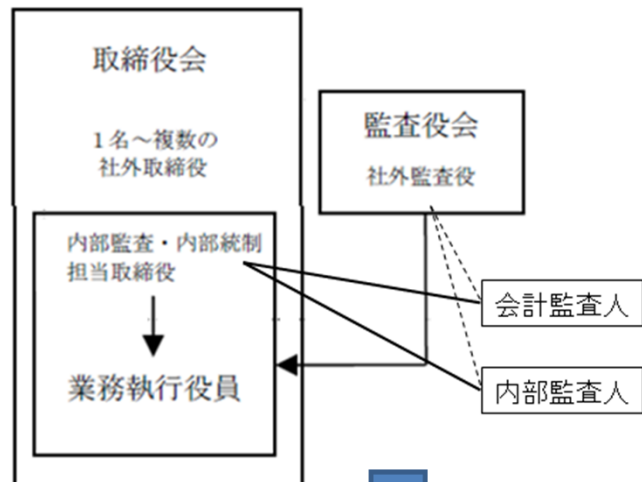


- 監査役会設置会社にも、定款の授権により、取締役会の決議事項を経営会議等に委任することを可能とする法律を手当てし、モニタリング・モデルを採用しやすくする必要性を感じている。ただ、監査役会設置会社はマネジメント・モデルのままでよい、との意見もあり、すぐに実現できるかは分からない。
- また、現行法の下で監査役と内部監査部門の連携強化を促していくことも、今後の課題と考える。国際社会からは、数名の監査役で何ができるのかと問われている。
- 2017年1月、日本監査役協会では、「監査役等と内部監査部門の連携について」を公表するなど、両者の連携強化を積極的に促していく方向にある。

東京大学 社会科学研究所 教授
法務省法制審議会 会社法制部会 幹事
日本監査役協会 監査法規委員会 専門委員
田中 亘 氏



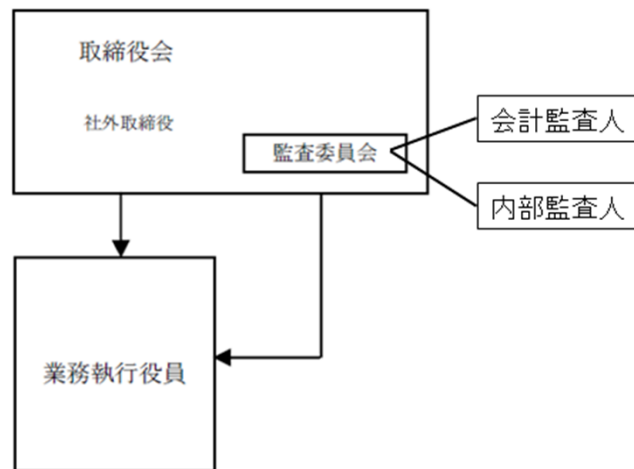
監査役会設置会社



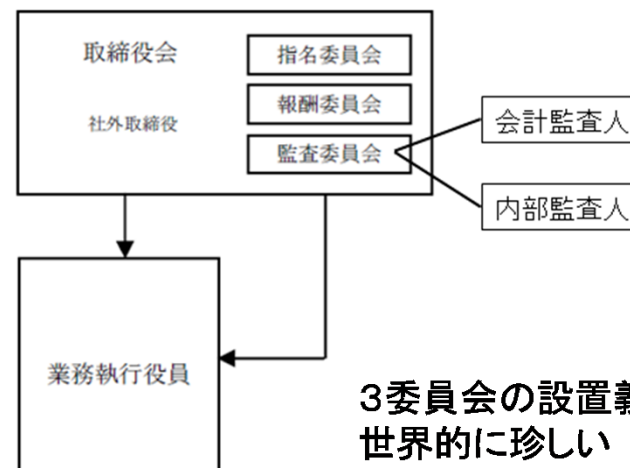
(日本独自の制度)

(グローバル・スタンダード)

会社法改正で 監査等委員会設置会社が新設



委員会設置会社 会社法改正で 指名委員会等設置会社に名称変更



3委員会の設置義務付けは
世界的に珍しい

機関設計の方向性

- メガバンク、大手証券に関しては、HDは指名委員会等設置会社、中核子会社は監査等委員会設置会社とする方向。
(例)みずほ、MUFG、りそな、野村、大和証券
- 地域銀行では、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社へ移行する方向。すでに3割程度の先が移行を実現。
- 日本独自のガバナンス改革から脱却した先の資本市場における国際的な評価は確実に高まっている。
- 信用金庫、信用組合は、機関設計は変えられない。ただ、業界申合せにより、複数名の職員外理事を選任。一部の信用金庫では、職員外理事を監査委員長に選任する動きもみられる。

変わり始めた監査役の役割・機能

- 監査役は、グローバル・スタンダードである独立取締役・監査委員の役割・機能に合わせる形で、法的・実務的な役割・機能が変わり始めている。
- 従来、執行の役割・機能であるとされ、監査役が担うべきではないとされた役割・機能を実際に果たすようになってきている。
 - ◎ 監査役の役割・責任を適法性監査に限定して、守備範囲を過度に狭くとらえるのは適切ではない。能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において、あるいは経営者に対して、適切に意見を述べるべきである(コード)
 - ◎ 監査役が、監査法人の選・解任に関する議案の内容を決定する(会社法)。
 - △ 監査法人の報酬は取締役会が決定しているが、今後、監査役が同意権、承認権を持つ可能性がある。

(注) ◎:会社法、コードにより、監査役の役割・機能として実践すべきことが定められている。
○:日本監査役協会の見解として、取締役会が決議すればできることであり、各社は検討するのが望ましい(既に実施している先もある)。
△:監査役協会としての見解は示されていないが、取締役会の決議があれば実現可能。

変わり始めた監査役の役割・機能

- 監査役が内部監査部門長の選・解任権あるいはその同意権を持つ(日本監査役協会の見解)。
- 監査役が内部監査部門と協力・協働して実地調査を行う(同上)
- 監査役が、内部監査計画の策定にあたって、内部監査部門に指示を与えたり、取締役会あるいは経営者が承認した監査計画に同意する権限を持つ(同上)
- △ 今後、内部監査計画の承認者が監査役に変わる可能性がある(取締役会と経営者には報告を行う)。
- 内部監査部門に対し、監査役への内部監査結果の報告を義務付ける(同上)
- △ 今後、内部監査部門への報告の順番を、①監査役、②社長と定める可能性がある。

(注) ◎:会社法、コードにより、監査役の役割・機能として実践すべきことが定められている。
○:日本監査役協会の見解として、取締役会が決議すればできることであり、各社は検討するのが望ましい(既に実施している先もある)。
△:監査役協会としての見解は示されていないが、取締役会の決議があれば実現可能。